

商品概要説明書

(財形年金貯金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 財形年金貯金
2.販売対象	・ 勤労者(満55歳未満)
3.期間 (1) 預入期間 (2) 据置期間 (3) 支払期間	・ 5年以上 ・ 6か月以上5年以内 ・ 5年以上20年以内(ただし、支払開始日は満60歳に達した日以降の日)
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類 (5) 年金元金計算日での作成貯金の種類	・ 次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1,000円単位 ・ 一口の期日指定定期貯金とします。ただし、年金元金計算日(支払開始前の3か月前の応当日)までの期間が1年未満の場合は、自由金利型定期貯金(M型)となります。 ・ 上記(4)の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したものとして所定の方法により分割し、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」を作成します。ただし、年金支払までの期間が1年未満の場合は、自由金利型定期貯金(M型)となります。
5.払戻方法	・ 上記3の支払期間のとおり、年金として3か月ごとに払い戻します
6.利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。ただし、初回の年金元金計算日から遡って1年後ごとに基準日を定め、その基準日において預入日または前回の基準日から期間が2年超となっている預入金額については、預入日または前回の基準日におけるその預入期間に応じた店頭表示の利率を基準日まで適用します。 ・ 上記5の払戻方法と同様、年金として組入貯金の満期日毎(3か月ごと)に支払います。 ・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日割で1年毎の複利により計算します。 ・ 20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	・ 財形住宅貯金と合わせて、合計で550万円まで非課税となります。
9.中途解約時の取扱い	・ 年金支払以外の目的で払い出した場合は、5年間に遡って利息に対し20%が課税されます。 ・ 満期日前に解約する場合は、貯金の種類ごとに以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)期日指定定期貯金の場合は、次の預入期間に応じた利率により1年毎の複利で計算します。 預入期間6か月未満の場合:解約日における普通貯金利率 預入期間6か月以上1年未満の場合:預入時の2年以上の利率×40% 預入期間1年以上1年6か月未満の場合:預入時の2年以上の利率×50% 預入期間1年6か月以上2年未満の場合:預入時の2年以上の利率×60% 預入期間2年以上2年6か月未満の場合:預入時の2年以上の利率×70% 預入期間2年6か月以上3年未満の場合:預入時の2年以上の利率×90% (2)自由金利型定期貯金(M型)の場合は、次の預入期間に応じた利率により計算します。 預入期間6か月未満の場合:解約日における普通貯金利率 預入期間6か月以上1年未満の場合:約定利率×50%
10.貯金(預金)保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または金融共済部(電話:025-772-3460)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・ お一人様一契約となります。 ・ 満期日以降の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

J A 魚沼みなみ